

## 弊社のウェブサイト等の広告表現及び価格表示に関するお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度弊社は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第6条の規定に基づく消費者庁の措置命令（平成25年3月27日付）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

弊社は、弊社が供給している「ウィルキルG」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、

(1)ア 平成24年12月27日以降、弊社ウェブサイトにおいて、「室内に設置するだけで、菌・ウイルスから嫌なニオイまで除去!」、「置くだけで目に見えない生活空間の消臭・除菌、いやなウイルスまで解消します。」、「リビング・寝室・洗面所・キッチン・トイレなどに」、「使用期間 1ヶ月～2ヶ月（目安）」と  
イ 平成22年7月頃から平成25年6月4日までの間、楽天市場に開設した「彩飾健美」と称する弊社ウェブサイト（以下「彩飾健美」という。）において、「酸化作用で除菌消臭」、「玄関 オフィス 子供部屋 寝室 キッチン トイレ リビングなどにも」、「置くだけで目に見えない空気中のウイルス、雑菌等を除去し、いやな臭いも分子レベルで解消します。」、「【室内に設置するだけで、菌・ウイルスから嫌なニオイまで除去!】」等とそれぞれ記載することにより、あたかも、本件商品をリビングなどの室内に置くだけで、リビングなどの室内空間において、本件商品から放出される二酸化塩素がウイルス及び菌を除去するとともに、消臭するかのよう示す表示をしておりました。

(2) 平成22年7月から平成25年6月4日までの間、彩飾健美において、「価格」と称する実際の販売価格（以下「実売価格」という。）に、「当店通常価格」と称する実売価格を上回る価格（以下「比較対照価格」という。）を併記することにより、あたかも、実売価格が比較対照価格に比して安いかのように表示していましたが、実際には、当該比較対照価格は、弊社が任意に設定した架空の価格であって、彩飾健美において販売された実績のないものでした。

前記(1)記載の表示について、景品表示法第4条第2項の規定に基づく消費者庁からの求めに従い、各種資料を提出いたしました。当該資料は、前記(1)記載の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないと判断され、前記(1)記載の表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、前記(2)記載の表示は、本件商品の取引条件について、一般消費者に対し、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものでした。

このような事態になり、多大なるご迷惑をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。弊社は、今後このような事態が生じないよう適切な再発防止策を講じ、適正な表示記載に万全を期す所存でございます。何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル：0120-82-2641

受付時間：午前9時～午後6時

（土・日・祝日を除く）

以上